

2 文科振第313号
令和3年1月4日
文部科学省研究振興局

がん研究の推進の在り方に関する検討会設置要綱

1. 設置の目的

がん研究について、これまで実施している事業の評価を行うとともに、がん研究の現状と今後の課題を整理し、令和4年度以降のがん研究の推進の在り方を検討するため、外部の有識者による「がん研究の推進の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) がん研究の現状を踏まえた課題に関すること
- (2) 事業の評価に関すること
- (3) がん研究の推進の在り方に関すること

3. 委員の任命

- (1) 委員は、有識者から文部科学省研究振興局長が任命する。
- (2) 委員の任期は、委嘱した日から令和4年3月末日までとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会に主査を置き、検討会に属する委員のうちから文部科学省研究振興局長が指名する者が、これに当たる。
- (2) 主査は、検討会の事務を掌理する。
- (3) 主査は、検討会の会議を召集する。
- (4) 主査は、検討会の会議の議長となり、議事を整理する。
- (5) 主査は、必要に応じて当該検討会の委員のうちから主査代理を指名することができる。主査代理は、主査に事故等があるときは、その職務を代理する。
- (6) 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (7) 主査が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、検討会に参加させることができる。
- (8) 主査が必要と認めるときは、委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話することができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席する

ことができる。

- (9) Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合、当該Web会議システムを利用して出席した委員等は、音声が送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。

5. 設置期間

検討会の設置が決定された日から令和4年3月末日までとする。

6. 情報公開

- (1) 検討会は原則公開とし、会議終了後に議事録等を公表することとする。
- (2) 当事者又は第三者の利益を害する可能性のある議事等、非公開とすることが適当と主査が判断する議事については、全部又は一部を非公開とすることができる。その際、非公開とされた部分の議事録等は非公表とし、議事要旨を会議終了後に公表するものとする。

7. 守秘義務

委員及び主査が必要と認めて出席した委員以外の者は、検討会において知り得た情報について他に漏らしてはならない。

8. 庶務

検討会の庶務は、文部科学省研究振興局研究振興戦略官付において処理する。

9. 雜則

本要綱に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他検討会の運営に関し必要な事項は、主査が検討会に諮って定める。

(別紙)

がん研究の推進の在り方に関する検討会委員一覧

青木 裕子 東京生化学研究会 CHAO事業 顧問

○ 島 礼 宮城県立がんセンター研究所 研究所長

西川 博嘉 国立がん研究センター先端医療開発センター 免疫TR分野長

中釜 齊 国立がん研究センター 理事長

中山 啓子 東北大学大学院医学系研究科 教授

野田 哲生 がん研究会がん研究所 所長

古矢 修一 岡山大学中性子医療研究センター 総括副センター長

堀田 知光 国立がん研究センター 名誉総長

◎ 宮園 浩平 東京大学大学院医学系研究科 教授

◎：主査

○：主査代理